

嘉麻市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要綱

(趣旨)

第1条 ふるさと納税制度による嘉麻市への寄附の促進及び地元特産品並びに観光PR等の地域振興を目的とし、寄附者に返礼品として贈呈する商品又はサービスを提供する提供事業者（以下「提供事業者」と言う。）の募集に関し、必要な事項を定める。

(提供事業者の要件)

第2条 提供事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に本社（本店）、支社（支店）、営業所及び工場等を有する法人若しくはその他団体又は個人業者であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (5) 返礼品の発送等、市の指示に従い、確実に業務を実施できること。

(返礼品の要件)

第3条 返礼品は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市の地域産業振興や魅力発信、特産品等のPRにつながるものであること。
- (2) 総務省が定める地場産品基準（平成31年総務省告示第179号）に適合するもので、市内で生産、製造、加工されている商品若しくは市内で提供されるサービス又は福岡県が認定する地域資源であること。
- (3) 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定、季節限定及び数量限定の商品も可とする。
- (4) 返礼品の金額は、定価以下で、商品代、消費税、地方消費税及び梱包代等を含むものとする。ただし、配送料は含まない。

(提供事業者の遵守事項)

第4条 提供事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市からの発注情報に基づき、寄附者への返礼品の発送事務を行うこと。

また、市が依頼した場合には、パンフレット等の同封にも対応すること。

(2) 返礼品に対する苦情や発送事故等があった場合は、誠意をもって丁寧に対応するとともに、速やかに市へ報告を行うこと。この場合、品質等による保証や苦情対応について、市は一切の責任を負わない。

(3) 本事業で知り得た寄附者の個人情報、嘉麻市個人情報保護条例（平成18年嘉麻市条例第16号）及び関係法令を遵守し、適切に管理すること。また、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと。

（返礼品の登録）

第5条 提供事業者は、返礼品として商品等の登録を希望する場合、次に掲げる書類等を市長に提出しなければならない。

- (1) ふるさと納税返礼品提供事業者登録申込書（様式第1号）
- (2) 事業者登録シート（様式第2号）
- (3) 返礼品登録シート（様式第3号）
- (4) 返礼品の画像データ

2 市長は、前項の書類等が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、ふるさと納税の返礼品として適当と認められる場合、その提供事業者として決定し、商品を登録する。

（登録内容の変更又は廃止）

第6条 提供事業者は、あらかじめ登録した内容に変更が生じた場合、次に掲げる書類等を市長に提出しなければならない。

- (1) ふるさと納税返礼品提供事業者登録変更届（様式第4号）
- (2) 事業者登録シート（様式第2号）

2 提供事業者は、あらかじめ登録した返礼品の内容を変更する場合、次に掲げる書類等を市長に提出しなければならない。

- (1) ふるさと納税返礼品提供事業者登録変更届（様式第4号）
- (2) 返礼品登録シート（様式第3号）
- (3) 返礼品の画像データ

3 提供事業者は、返礼品の提供を廃止しようとするときは、速やかにふるさと納税返礼品提供事業者登録変更届（様式第4号）を提出しなければならない。

（提供事業者の取り消し）

第7条 市長は、提供事業者が次のいずれかに該当するときは、登録の取り消しを行うことができる。

- (1) 登録内容に虚偽があったとき。
- (2) 本要綱に定める要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第4条に規定する事項を遵守しないとき。
- (4) その他、市及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。